

公開買付説明書の訂正事項分

2020年12月

NFS株式会社

(対象者：日本フォームサービス株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	NFS株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都江東区亀戸6丁目25番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区亀戸6丁目25番1号
【電話番号】	080-8901-7405
【事務連絡者氏名】	代表取締役 山下 宗吾
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	NFS株式会社 (東京都江東区亀戸6丁目25番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、NFS株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本フォームサービス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

対象者が2020年12月25日付けで事業年度第64期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、公開買付者が2020年12月24日付けで提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第62期(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

2018年12月20日 関東財務局長に提出

事業年度 第63期(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

2019年12月26日 関東財務局長に提出

事業年度 第64期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

2020年12月25日 関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第62期(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

2018年12月20日 関東財務局長に提出

事業年度 第63期(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

2019年12月26日 関東財務局長に提出

事業年度 第64期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

2020年12月25日 関東財務局長に提出

II 公開買付届出書の添付書類

対象者が2020年12月25日付けで事業年度第64期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本公開買付けに係る本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。